千葉市人材公募制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、職員が希望する職務に挑戦することによって、適材適所の人事配置を実現し、職員が自らの持つ能力をさまざまな分野で発揮することにより、人材の有効活用及び組織の活性化を行い、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（人材公募制度の種類）

第２条　人材公募制度は、「定年前職員向け公募」及び「再任用職員向け公募」により実施するものとする。

２　「定年前職員向け公募」は、定年前の職員（年度末に定年退職する予定の職員を除く。）を対象とし、次の各号に掲げる形態により実施するものとする。

（１）職位型　公募する職位に対し、応募職員のうち適任者を当該職位に配置するもの。

（２）業務型　各課等が所管する業務のうち挑戦したい業務に従事することを希望し、当該公募に応募した職員から、適任者を当該業務の所管課に配置するもの。

３　「再任用職員向け公募」は、再任用職員（年度末に定年退職する予定の職員を含む。）を対象とし、各課等のうち、挑戦したい業務を所管する各課等への配属を希望し、当該公募に応募した職員から、適任者を当該所管課に配置する形態により実施するものとする。

（公募対象の職）

第３条　前条第２項第１号に規定する公募する職位は、総務局長が別に指定する。

（応募資格）

第４条　第２条第２項第１号及び第２号並びに第３項に規定する人材公募制度への応募資格は、総務局長がそれぞれ別に定める。

（応募手続）

第５条　第２条第２項第１号に規定する職位型公募に応募する職員は、人材公募（職位型）申込書（様式第１号）に必要事項を記入し、指定期日までに人事課に提出しなければならない。

２　第２条第２項第２号に規定する業務型公募に応募する職員は、人材公募（業務型）申込書（様式第２号）に必要事項を記入し、指定期日までに人事課に提出しなければならない。

３　第２条第３項に規定する「再任用職員向け公募」に応募する職員は、再任用職員向け人材公募申込書（様式第３号）に必要事項を記入し、指定期日までに人事課に提出しなければならない。

（選考方法）

第６条　選考は、総務局長が別に定める方法により実施する。

（選考を行う者）

第７条　選考は、公募する職位、応募者が希望する業務又は応募者が希望する課等に応じて、総務局長が指定する者が行う。

（選考結果の通知）

第８条　選考結果については、人事異動内示書をもって本人に通知する。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成１６年１月１９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年１２月１７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年１２月２１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年１２月１１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年１０月２１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年９月２１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年１０月１１日から施行する。

様式第１号

人材公募（職位型）申込書

希望する職位	

職員コード		氏　名		年齢	
所属		職　名		職　種	
現所属在課年数		現在の級の在級年数			
経　歴					

応募にあたりＰＲしたい事項	
長　所　等	
資　　格	
そ　の　他	

※現所属在課年数、現在の級の在級年数及び年齢は、今年度末現在で記入してください。

様式第２号

人材公募（業務型）申込書

希望する業務名		
	上記業務を所管する局・部名	
	配属が想定される課 （上記業務の所管課）	

職員コード		氏　名		年齢	
所属		職　名		職　種	
現所属 配属年月日		現所属在課年数			
経　歴					

応募にあたりＰＲしたい事項

長　所　等	
資　　格	
そ　の　他	

※現所属在課年数及び年齢は、今年度末現在で記入してください。

様式第３号

再任用職員向け人材公募申込書

配属を希望する課等		
	上記課等で希望する業務※	

※業務については、配属になった場合でも担当することを約束するものではありません。

職員コード		氏　名		年齢	
所属		職　名		職　種	
現所属 配属年月日		現所属在課年数			
経　歴					

応募理由

応募にあたりＰＲしたい事項	
長　所　等	
資　　格	
そ　の　他	

※現所属在課年数及び年齢は、今年度末現在で記入してください。